

# 「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会」開催要綱

## 1 趣旨

令和5年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられることを踏まえ、各地方公共団体においては、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保するため、中長期的な視点での採用・退職管理のあり方について検討する必要がある。

本研究会においては、各団体における今後の検討に資するため、各団体の検討状況を把握しながら、定年引上げに伴う定員管理に関する留意点について、調査研究を行うこととする。

## 2 名称

本研究会の名称は、「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）とする。

## 3 研究項目

研究会は、地方公共団体の定員管理に関して、以下の項目について研究を行う。

- (1) 定年引上げによる影響と採用・退職管理上の課題
- (2) 定年引上げ後の60歳以降の働き方の動向
- (3) 新規採用等必要な採用のあり方
- (4) 定年引上げに伴う採用・退職管理のあり方を検討する際の考え方
- (5) 地方公共団体の定員管理に係る検討状況

## 4 研究会構成員

研究会の構成員は別紙のとおりとする。

## 5 座長

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

## 6 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、研究会構成員等による実態調査やワーキングチームの編成による研究会資料等の作成を行わせることができる。

## 7 雑則

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室において処理する

- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。
- (3) 研究会の会議は、原則として公開しないが、研究会の会議終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。  
ただし、座長が必要があると認めるときは、配布資料の一部を非公開とすることができる。